

大学の法人化に伴い、昨年度の労働安全衛生対策専門委員会の要請を受けて、農学部においても吉田事業所の一部として労働安全対策を実施することとなった。法人化前は人事院規則に従って実施されるべきでものあったと認識しているが、労働安全衛生法や労働基準法を念頭に実施されていたものではなく、また労働基準監督署の管轄でもなかったためか、必ずしも組織的な取り組みや法に則した厳密な作業・環境整備が実施されてきたとは言えない。今回、農学部の労働安全対策についての原稿を依頼されたが、執筆に当たり、労働安全衛生が事業所としての労働上の問題だけでなく、教育研究を進めていく上でも重要であることを改めて認識した次第である。尚、全てを正確に把握しているわけではないので、不備な点や間違った点もあるかも知れないが、お気づきの点があれば遠慮なくご指摘いただきたいと思う。

まず、労働安全衛生上留意すべき点を農学部の特性から考えてみたい。教育研究の観点から、生物資源環境科学科は主として植物を中心とした生物実験と化学実験に加えて農場などでのフィールドでの実験研究がある。生物機能科学科では化学実験を中心として、化学分析機器も多いことから、特定化学物質・有機溶剤の利用が多い。獣医学科では一般的実験に加えて、実験動物、医学部でも取り扱われる病原微生物や医薬品等の取り扱いがある。従って、農学部として労働安全対策上特に留意すべきことは、特定化学物質および有機溶剤対策、分析に用いる引火性・爆発性・毒性ガスなどを含めた高圧ガスボンベ対策、農業機械等の安全対策、病原微生物対策であろうと考えている。また、労働安全対策を統括する組織、規則・マニュアルの整備も不可欠である。以下、それぞれの点について現状を述べてみたい。

(1) 労働安全委員会

労働安全衛生法に従って全学(吉田事業所)には労働安全衛生委員会があり、その実行委員会として他学部と同様農学部でも労働安全委員会を設置し、その委員会規則を定めた。これにより、責任の所在を明確にするとともに、委員会に一定の権限を持たせることが可能となった。次に、本委員会で労働安全マニュアルを作成した。本マニュアルは職員だけでなく学生も対象としているため、実験・実習上の細かい点まで含んでいるが、まだ不備の点もあると思われる。また、今後新たな対策も生じることが予想され、関係者から多くのご指摘をいただき、その都度より充実したものに改定する予定である。

(2) 特定化学物質・有機溶剤について

昨年度全学的な調査が実施され、農学部では特に有機合成系、測定系、組織系での有機溶剤の取り扱い、一部の特定化学物質への対応が必要であるとの結果を踏まえ、全学・施設部の協力を得て、昨年度内に局所排気装置(ドラフトチャンバー)の設置、スクラバーの設置がなされた。排塵装置の必要な特定化学物質については多くの研究室は微量にしか用いず、試薬調整時に利用できれば可とするものが多かったため、各教員には溶液で購入するかあるいはスクラバー設置ドラフトを共用することで対応することとして頂いた。また、有機溶剤については実験室内への持込が制限されることから、危険物乙4類の保管庫が必要となり、その整備がなされ、その取り扱いに関して危険物乙4種資格者が必要となったため、委員会委員に取得して頂いた。さらに、各研究室・実験実習室においては作業環境測定が必要とされるため、全学委員会からの要請を受けて、作業環境測定士の資格取得も委員にお願いした。現在、作業環境測定の計画が進行中であるが、今後の対応として、database化された特定化学物質・有機溶剤の年度更新作業、これに伴う環境整備、作業環境の管理を継続して行く予定である。また、危険物保管庫の利用マニュアルも策定する予

定にしている。

(3) 高圧ガスについて

本学部で利用されるものは二酸化炭素，酸素が多く，その他アセチレンガス，水素ガスなどがあった．その対策としては，まず，十分な転倒防止がなされていなかったものについては転倒防止措置を施した．引火性・爆発性ガスの防爆・検知機などの設置が必要なものについては，施設部の協力を得て設置した．また，滅菌用の EOG 対策として附属家畜病院にカセット式 EOG 滅菌器を備えた．さらに，個別に利用していたガスボンベは配管して利用することとし，これにより必要な本数を減じることが可能となった．一時利用，予備ボンベの保管のための高圧ガスボンベ庫を設置して頂けたため，予備ボンベの本数を減じることができ，必要時のみ取り出しが可能となった．これらの措置により，高圧ガスボンベ対策はハードの面で十分整備された感があるが，今後は，保管庫の共同利用とその規定の作成を含めてソフトの面での整備を行う予定である．

(4) 実験機器等にかかる取り扱いについて

実験機器については届出の義務のあるものが多数存在するが，建物に関するものについては施設部にご協力頂いて管理をお願いしているところである．実験機器類では，届出と自主点検の必要なものについては各研究室にその管理をお願いしている．農学部では大型の機械類はほとんどなく，一部農業機械等があるのみで，これらについては作業主任者の資格取得や法定点検などの対応をお願いし，実施しているところである．これからも新規に届出の必要な機器類が購入されていくものと思われるが，今後とも安全管理の必要な機器類を完全に把握し，遺漏のないよう報告・点検等を実施して行きたい．また，安全管理マニュアルの個別の策定も今後必要であろう．

(5) 安全衛生教育

安全衛生教育は本学職員に対するものだけでなく，学生の教育研究上も重要なことである．農学部では，新入生・新学部生に対するオリエンテーションの一貫として安全衛生教育を実施する予定にしている．また，各学生実験・実習においては個別に安全教育をお願いし，できればそれぞれのマニュアルを明文化して頂きたいと考えている．

(6) その他

病原微生物を取り扱う学生実験・実習に関して，クラス II 安全キャビネットを導入し，P2 実習室を整備した．これは学生への病原微生物の取り扱いに関する安全教育のためのものでもあり，遺伝子組換え実習にも利用されよう．今後，利用マニュアルを含めた安全管理規定の策定が必要と思われる．

以上，農学部の安全衛生対策の現状について述べたが，ハードの面ではある程度の整備ができたものと考えている．残念ながら，安全管理マニュアルを含めた利用内規などソフトの面では未だ十分とは言えない．特に，安全教育という観点からはその方策については今後の課題となると思われる．近年，リスクアナリシスという言葉が安全をキーワードとして各方面で取り沙汰されているが，労働安全衛生対策においても例外ではなく，リスクアセスメント，リスクコミュニケーション，リスクマネジメントの3者が機能しなければ達成されないことは言うまでも無い．労働安全対策はより安全に教育研究を実施できるようにすることであり，決してこれを制限するものではなく，委員会委員としてこれが達成できるよう努力していきたいと思う．最後に，農学部の労働安全衛生にご協力頂いた教員・事務員の多くの方に感謝の意を表す．特に，環境の整備にご協力いただいた全学労働安全衛生委員会および施設部の各位に深謝したい．